

安全運転管理者制度

道路交通法では、安全運転管理者の選任を義務付けています。

■安全運転管理者の必要な場合

5台以上の自動車の保有または、大型バス(乗車定員11人以上)を保有している場合。

■その他

・各事業所で安全運転管理者の選任が必要です。
・自動車を20台以上保有している事業所は副安全運転管理者の選任も必要です。

◎問い合わせ先…垂水地区安全運転管理協議会 ☎32-0333

福祉

あしなが100人委員会 赤ちゃん誕生日祝い金

あしなが100人委員会は、次世代を担う子どもや若者たちにお祝い金を支給する活動などを通じて、大人世代からの応援メッセージを発信しています。

■祝い金 5千円

■対象 平成29年9月1日以降に誕生した赤ちゃん

児童福祉支援 各種手当の現況届

子育て支援・障害者支援に関する各種手当の受給者は、毎年、現況届の提出が必要です。

※提出がない場合、手当を受けられない場合があります。

※扶養義務者や世帯員の所得状況等により受給できない場合や、一部停止になることがあります。

■現況届の提出期間

①児童扶養手当

ひとり親家庭医療費助成金
8月1日(火)～31日(木)

②特別児童扶養手当

特別障害者手当

障害児福祉手当

8月14日(月)～9月11日(月)

■手続方法

現在受給中(停止中含む)の方は本人に通知します。福祉課児童障害者係にて、お手続きください。また、次の手当の受給要件を満たしながら、未受給の方については、同係へお問い合わせください。

※詳しくは、ご連絡ください。

◎問い合わせ先…福祉課児童障害者係 ☎内線124・127

■申請要件

- ①申請者は、生まれた子の父母
- ②垂水市在住者
- ③申請は誕生日から3ヶ月以内
- ④1年以内に移転予定のない者

■申請方法

市役所で出生届提出の際、申請書に必要事項を記載の上、垂水市商工会でお手続きください。

◎問い合わせ先

垂水市商工会 ☎32-0225

沖繩戦没者追悼式 参列遺族の募集

■開催 11月7日(火)

※前日からの団体行動

■場所 鹿児島霊園(沖繩県糸満市平和祈念公園内摩文仁の丘)

■対象

沖繩及び沖繩近海での戦闘で戦没した方の配偶者及び三親等内の御遺族

■募集人数 9人(県内)

■申込期間

8月1日(火)～31日(木)

◎申込・問い合わせ先…福祉課地域福祉係 ☎内線125・県庁社会福祉課 ☎099-286-2840

いきいき元氣塾開催

各地区公民館で運動を中心とした教室を開催します。

■時間

午後1時30分～午後3時30分

■内容

- ①貯筋運動等の体操
- ②口腔ケアや食事・栄養の講話
- ③リハビリの先生による講話等

■定員 各地区先着30名

■申込期限 8月28日(月)

戦傷病者や戦没者等 の遺族等に対する 移動援護相談

戦傷病者や戦没者等のご遺族に対する援護や軍人恩給に関する疑問等について、県庁社会福祉課の職員が、直接、県民の皆様のご相談に応じます。この機会に遠慮なくご相談ください。

■開催 9月21日(木)

■時間

午前10時30分～午後2時30分

■場所 垂水市市民館

■相談内容

- ①戦没者等の遺族への特別弔慰金
- ②戦没者等の妻への特別給付金
- ③戦傷病者等の妻への特別給付金
- ④援護年金
- ⑤旧軍人の恩給や扶助料
- ⑥その他、日頃から援護や恩給に関して疑問に思っていること

■その他

・事前申込みは必要ありません。直接会場へお越しください。

・相談内容に関する資料をお持ちの方は、当日ご持参ください。

◎問い合わせ先…県庁社会福祉課恩給係 ☎099-286-2828

各種手当のご紹介

■児童扶養手当

①受給者要件

- ・父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している母又は父(母子家庭の母又は父子家庭の父)
- ・父母のいない児童を監護している里親以外の養育者

②手当の対象となる児童

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童(障害者は20歳未満)で次のいずれかに該当する者

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が法令で規定する障害の状態にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童(認知含)
- ⑧上記①～⑦への該当が明らかでない児童

③手当額(月額)

- ①児童が1人の場合 42,280～9,980円
- ②児童が2人の場合 9,980～5,000円加算
- ③児童が1人増す毎に 5,980～3,000円加算

■特別児童扶養手当

①受給者要件

精神又は身体に障害のある児童を監護する父か母または父母に代わって養育している人に対し支給。

②手当の対象となる児童

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに入所している児童は除かれます。

③手当額(月額)

- ①重度障害児1人 51,450円
 - ②中度障害児1人 34,270円
- ※児童扶養手当と併給可

■障害児福祉手当

①受給者要件

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに入所している児童は除かれます。

②手当額(月額) 14,580円

※特別児童扶養手当との併給可

■特別障害者手当

①受給者要件

精神又は身体に2つ以上の重度の障害があり、常時特別の介護を要する20歳以上の人。ただし、施設などに入所中の人、医療機関に3か月以上入院中の人は除かれます。

②手当額(月額) 26,810円